

つくば市内の中小事業者のみなさまへ

つくば市 男性育児休業 取得促進奨励金

育児休業期間に応じ

最大 **40** 万円
+

代替社員確保経費の
50%
(上限10万円)



育児休業の取得日数に応じた奨励金に加えて
代替社員の確保に要する経費の半額を市内の中小事業者に支給！

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを応援します！

奨励金の交付には市の審査があります。育児休業取得日数、代替社員の確保に要した経費に関する書類を電子申請でご提出いただいたのち、交付の可否をご連絡します。

対象者

以下のいずれにも該当する市内の中小事業者の方

- つくば市内に事業所を有していること
- 令和5年10月1日以降に14日以上育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務しているつくば市民である男性労働者を雇用していること
- 市税の滞納がないこと
- 労働協約、就業規則等により男性労働者に係る育児休業制度を設けていること

助成額

①奨励金

14日以上育児休業を取得した男性労働者を雇用している中小企業等に対し、男性労働者が取得した休業日数に応じた奨励金を支給します。

②代替社員経費補助

①の男性労働者の代替社員を確保するために要した経費の50%を奨励金に上乗せして支給します。

育児休業期間 ※1	(A)奨励金	(B)代替社員経費補助
14日以上～28日未満 (2週以上4週未満)	10万円	代替社員の確保に 要した経費※2の 50%を補助 (上限10万円)
28日以上～56日未満 (4週以上8週未満)	20万円	
56日以上～84日未満 (8週以上12週未満)	30万円	
84日以上 (12週以上)	40万円	

※1 分割して育児休業を取得した場合はその通算日数

※2 代替社員の給与、雇用保険等に要する費用または人材派遣会社への支払い経費等

裏面もご覧ください

申請の流れ

本奨励金を交付決定された中小事業者の方には「ヒアリング」に御協力いただいております

1	申請 (電子申請システムから)	<input type="checkbox"/> 申請フォームの入力 <input type="checkbox"/> 必要書類のアップロード	申請者
2	審査・交付決定 (申請受付後 2~3週間) ※申請書類に修正等がない場合	<input type="checkbox"/> 申請・必要書類の受付 <input type="checkbox"/> 審査作業 <input type="checkbox"/> 交付決定 <input type="checkbox"/> 交付決定通知書の発送	つくば市
3	請求・入金 (請求書受理後 3週間~1か月)	<input type="checkbox"/> 請求書の送付 <input type="checkbox"/> 奨励金の入金	申請者 つくば市

交付した中小事業者のみなさまへ「ヒアリング」の実施

申請に必要な書類

【法人関係書類】

- 履歴事項全部証明書の写し(法人の場合のみ)
- 常時使用する従業員数を確認できる書類
- 市内に事業所があることを確認できる書類
- 男性労働者に係る育児休業に関する労働協約又は就業規則等の写し
- 市税に滞納がないことを証する書類

【対象男性労働者関係書類】

- 対象男性労働者の労働条件が確認できる書類
- 対象男性労働者の雇用保険被保険者証の写し
- 対象男性労働者の住所、性別及び子との関係を確認できる書類
- 対象男性労働者の育児休業期間を確認できる書類の写し
- 対象男性労働者が職場復帰して1か月以上勤務していることを確認できる書類の写し

【代替社員経費補助関係書類】

- 対象男性労働者と代替社員の部署、職務、代替社員の所定労働時間、所定労働日または所定労働日数が確認できる書類の写し
- 代替社員が雇入れられてから対象男性労働者の育児休業終了日まで就業していることが確認できる書類の写し
- 代替社員が雇入れられてから対象男性労働者の育児休業終了日までの賃金額が確認できる書類の写し
- 代替社員を雇入れた時期を確認することができる書類の写し



【問合せ先】つくば市経済部産業振興課

TEL: 029-883-1111

E-mail: eco052@city.tsukuba.lg.jp

詳細・最新情報は
つくば市ホームページ▶

